

令和8年度第1回台東区障害者福祉施策推進協議会 議事録

開催日時		令和8年6月29日（月曜日） 18:30～20:30
開催場所		台東区役所 10階 1001会議室
出席者	委員	佐々木委員長、谷内副委員長、桑原委員、城所委員、横田委員、松田委員、星野委員、伊藤（恵）委員、中村委員、飯塚委員、田崎委員、角田委員、折山委員、山下委員、見城委員、野坂委員、伊藤（玲）委員、雨宮委員、原嶋委員、長岡委員、山口委員、前田委員、佐々木委員、三瓶委員
	その他	[障害福祉課] 庶務担当係長2名、総合相談担当係長2名、給付担当係長 [松が谷福祉会館] 松が谷福祉会館長、庶務担当係長、障害者デイサービス担当係長、こども療育担当係長2名、社会参加援助担当係長、自立支援担当係長 [（仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当] （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長、 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当係長
	事務局	[障害福祉課] 障害福祉課長、庶務担当係長、職員2名 [保健予防課] 保健予防課長、精神保健担当係長2名
欠席者		石渡委員、水田委員
傍聴		なし
議題		1 開会 2 新委員の委嘱及び紹介 3 委員長の選出 4 副委員長の指名 5 議事 （1）区の障害福祉施策等について ①令和7年度台東区障害者地域自立支援協議会の実施状況について ②令和7年度台東区における障害者差別にかかる相談件数について

	③令和7年度障害支援区分審査会実施状況について ④令和7年度障害者施設等の事故報告届出件数について ⑤令和7年度台東区における障害者虐待にかかる相談・通報・届出件数について ⑥東京都台東区立障害者グループホームこじまの指定管理者の選定について ⑦東京都台東区立身体障害者生活ホームフロム千束の指定管理者の選定について ⑧障害児者の居場所づくり支援の実施について (2) 第7期台東区障害福祉計画(令和6～8年度)について ①第7期台東区障害福祉計画における数値目標とサービスの状況について ②第7期台東区障害福祉計画における各事業の進捗状況について (3) 第8期台東区障害福祉計画(令和9～11年度)について ①当事者検討チーム会議及び台東区障害者地域自立支援協議会での意見・要望(要旨)について ②第8期台東区障害福祉計画の体系(案)について (4) その他 6 閉会
配布資料	資料1 台東区障害者福祉施策推進協議会委員名簿 資料2 台東区障害者福祉施策推進協議会設置要綱 資料3 令和7年度台東区障害者地域自立支援協議会の実施状況について 資料4 令和7年度台東区における障害者差別にかかる相談件数について 資料5 令和7年度障害支援区分認定審査会実施状況について 資料6 令和7年度障害者施設等の事故報告届出件数について 資料7 令和7年度台東区における障害者虐待にかかる相談・通報・届出件数について

	資料 8	東京都台東区立障害者グループホームこじまの指定管理者の選定について
	資料 8 別紙	台東区指定管理者制度運用指針（抜粋）
	資料 9	東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千束の指定管理者の選定について
	資料 9 別紙	台東区指定管理者制度運用指針（抜粋）
	資料 1 0	障害児者の居場所づくり支援の実施について
	資料 1 1	第 7 期台東区障害福祉計画における数値目標とサービスの状況について
	資料 1 2 - 1	第 7 期台東区障害福祉計画における主要事業の進捗状況について
	資料 1 2 - 2	第 7 期台東区障害福祉計画における事業達成状況の評価の確認について
	資料 1 3	第 7 期台東区障害福祉計画を踏まえた、第 8 期台東区障害福祉計画への意見・要望（要旨）について
	資料 1 4 - 1	第 8 期台東区障害福祉計画の体系と現況について
	資料 1 4 - 2	第 8 期台東区障害福祉計画の基本理念（案）について
	資料 1 4 - 3	第 7 期台東区障害福祉計画と第 8 期台東区障害福祉計画の体系比較
	机上配布資料	資料 4、6、7 の補足資料及び正誤表

— 議 事 内 容 —

（１）区の障害福祉施策等について

①令和 7 年度台東区障害者地域自立支援協議会の実施状況について・・・資料 3

②令和 7 年度台東区における障害者差別にかかる相談件数について・・・資料 4

委員長 合理的配慮について説明があった。副委員長が、そのことについて研究されたり、教えていたりするため、何か補足があればお願いしたい。

副委員長 事例 4 は非常に悩ましいところだと思う。各学校には学校のいわゆる学則があり、例えば本学だと 1 4 回の授業の中で欠席できるのは 4 回まで、5 回以上欠席すると成績評価が F になる。学生からの申し出に基づき委員会で検討の結果、合理的配慮の範疇になる場合、出席扱いにはできないということで、第三の選択肢として、出席でもなく欠席でもないものとしてカウントしていくよう

な配慮をしている。この事例の場合、日本語学校、専門学校などでまた事情は変わるかと思う。大学でも現在、専門部署を作っているのは全体の3割ぐらいしかいないため、具体的に対応をしているのは事務の方や教員の方たちである。3割の大学では専門部署を作りソーシャルワーカーを雇用している。本学も3名のソーシャルワーカーを雇用しており、その職員が専門的知見に基づいて対応している。残念ながら、多くの学校がまだそこまで至っていない状況のため、本当は合理的配慮や教育的配慮の線引きをしっかりと対応しなければならないところ、混在して対応しているところがあるのかなと、事例4を拝聴して感じた。

- ③令和7年度障害支援区分審査会実施状況について . . . 資料5
- ④令和7年度障害者施設等の事故報告届出件数について . . . 資料6
- ⑤令和7年度台東区における障害者虐待にかかる相談・通報・届出件数について . . . 資料7

委員	支援区分認定審査会実施状況で、申請状況の新規は、まだ区分を持っていなかった方だが、変更は、更新や新規の一次で出た区分に対しての変更申し出があつての変更なのか、それとも既に区分を持っていた方が更新で上位や下位になったりという変更のどちらなのか。
障害福祉課	既に持っている障害支援区分に対する見直しの申請の結果、変更になったものである。
委員	私が相談支援をやって計画を出した時に、区分の認定調査をやった後に申立てするパターンがあつたが、この資料に出てきているのか。
障害福祉課	支給決定期間内に決定が出ているが、それが実際より重いまたは低いなどで見直しをしてほしいというものについては、その変更を障害種別ごとに記載しており、この中に含まれる。

- ⑥東京都台東区立障害者グループホームこじまの指定管理者の選定について . . . 資料8、別紙
- ⑦東京都台東区立身体障害者生活ホームフロム千束の指定管理者の選定について . . . 資料9、別紙

委員

この居場所づくりというものは、これまで言われてきたトワイライト事業と同じなのか違うのか。トワイライト事業だとすると、これから北上野などで実施予定だと思うが、関係性を知りたい。

もう一つ、通所サービスの利用者が利用できるということは、例えば、障害者の場合、就労継続支援B型に通っている方は、その就労継続支援B型でそのまま延長するようなイメージか。

最後に、現在、放課後等デイサービスは、株式会社で運営しているなど様々あり、すでに遅い時間まで開所しているところ、ご飯が出るところが出てきている。具体的に、何をもって居場所として夕方に開けるイメージなのか教えてほしい。

委員長

これは新しい事業と言えるのか。今まで議論されてきたものとどういう関わりがあるのか、あるいは本当に全く新しいものなのか、その経緯や形、利用の仕方、今は民間の放課後等デイサービスがたくさんあるが、それらとの関係などの説明をお願いします。

障害福祉課

まず北上野のトワイライト事業との違いについて、トワイライト事業は基本的には日中の通所事業所から北上野福祉施設に移動して夕方過ごすという想定だったが、こちらは基本的には区内の放課後等デイサービスや生活介護、就労継続支援B型の利用者が、サービスが終わった時間の後も居場所づくり支援事業としてそのまま同じ場所で過ごされるという想定である。移動する必要がないということ、移動支援はハードルが高いことから基本的には同じ場所で継続して時間を過ごされるほうがスムーズだと考えている。例えば、自身の就労目的で障害児者を預けたいという方にも使っていただきやすいサービスになっていると思う。

通所サービスを利用している方が利用できる想定で、基本的には日中の障害児通所支援や障害者サービスと同じ事業所で、引き続き夕方も居場所づくり支援事業を利用させていただくことを考えている。安全上の理由から、日頃から利用者のことをよく分かっている支援者が引き続き居場所づくり支援事業をすることで安全に実施できると考えている。また、移動の回数が少なくなることで、移動に伴う事故のリスクなども軽減できると考えている。

放課後等デイサービスの延長時間との関係だが、これは長期休暇期間中の実施を想定している。放課後等デイサービスの課題として、長期休暇期間中に始まる時間が遅いというご意見が多かった。10時半や11時頃に始まる放課後

等デイサービスも多く、7時間以上が報酬対象外になってしまうという課題もある。朝の時間帯に延長してほしいというニーズも多いことから、今回の居場所づくり支援事業を使って、朝の時間も伸ばしていただくことを想定している。

委員

これまで曖昧に受け入れていた部分が、事業として認められる認識だと理解した。就労継続支援B型で、日頃見ている支援者が見られるからという話だったが、就労継続支援B型のスタッフの方が別事業としてここに関わるというようなイメージなのか。

また、就労継続支援B型だと何か自主生産品を作るなどの事業をされていると思うが、それを継続してやりたい方がいた場合、別事業となるためやらせないでくださいというような敷居があるのかないのか。まだ始まっていないため想定だけかもしれないが、残業とは違うと思うため、そのあたりをどう考えているのか。

障害福祉課

この事業について、4月に区内の生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスの事業所に意向確認の調査をした。回答には、同じスタッフが居場所づくりも行うケースと、新たに職員を採用して実施するケースの想定があった。いずれにしても関わった職員の方がいることから、新しいスタッフの方にも適切に利用者や利用時のことを引き継ぎ、安全に実施されることを期待している。

訓練内容について、具体的に居場所づくりの事業でどのようなことを実施するかは、これから交付申請を受け、事業計画書を受けるため、具体的に想定できていない。都度、事業計画書を見て、東京都も含め確認していく予定である。

委員

居場所づくりについて、東京都が18歳の壁というところを出してきた暫定的に特別補助金で実施するものだと思う。歳入と歳出の差額である約一千万円は、区が出すということか。

延長する事業所が、どれくらいこの事業について理解をしているか、理解のために区としてどういうふうにされたのか教えてほしい。

グループホームこじまについて、前回の推進協議会で、私がこの造りで強度行動障害も対象とするのか質問した。今回は、強度行動障害はやりませんでした。質問に対して検討いただき、あの構造では無理だとなったのだろうと理解している。

先ほどの居場所づくりについても、ここ数年ずっと親の会の立場として、ま

た、私の相談支援の利用者で対象の方たちからの意見として要望してきたが、放課後等デイサービスが小学校1年生からあり、あることが当たり前になっている世代の方たちが卒業し、通所になったら約2時間居場所がなくなってしまう親御さんが働けなくなるためトワイライトが必要になるという要望の中で出てきた話だと思う。居場所づくりについて事業者に「どういうふうに何時間」という提示をしているのかも気になる。

グループホームこじまに関連してもう一つ、ここ数年、強度行動障害の人の行き場がない、生活の場も日中支援も行き場がない。強度行動障害は今になって現れたわけではなく昔からあったが、おそらく、相当昔、強度行動障害のある人は東京都の入所施設に入っていたのだと思う。法律が変わり、ある程度の人数は受け入れてもらって今もいると思うが、もうキャパシティを超えてしまい、今の世代は行き場がなくて本当に困っているのだと思う。行き場がどこにもなくて、精神病院に入院するしかない状態になっている方がいる。在宅でも、行き場がなくて困っている状態になっている方がいる。

今回ここまで決まっていて、扱えというのが無理なことはわかっているが、ぜひ今後、通所でも住まいなどでも計画を立てるときには、強度行動障害の人にも対応できるものを考えてほしい。かなり緊急を要する人たちがたくさんいるため、今後の検討でぜひ考えてほしい。

障害福祉課

居場所づくり支援事業については、障害者・障害児の家族の就労継続が主眼になっている事業である。実施意向を示した事業所に聞いても、利用者からそういったニーズが高いため、障害者の事業については夜の時間を17時から、事業者によっては19時まで延ばす予定。障害児については長期休暇期間中の朝と夕方18時、19時まで延ばす意向が強く、目的については理解されていると思う。利用者、利用時間についても、そのようなニーズが高いと考えている。

グループホームこじまの対象者については、事業所にヒアリングしたところ、いくつかの事業所は「強度行動障害もやれます」というような回答だったが、区としては何十年も続くグループホーム事業の中で、区立として安全にお預かりできないということで、他の計画がない中かなり苦しい決断だったが、今回、グループホームこじまは、強度行動障害は対象にしないこととした。

次の障害福祉計画では、強度行動障害の方の対応については検討することを明記する予定である。

(2) 第7期台東区障害福祉計画（令和6～8年度）について

①第7期台東区障害福祉計画における数値目標とサービスの状況について・・・資料11

委員	心のサポーター養成研修に56名参加されてすごいと思った。この受講生が受講後に活躍できる場が何かあるのか。人手不足が現状としてあるため、その方々の活用などを検討できれば良いと思う。
保健予防課	心のサポーター養成研修は国の事業で、メンタルヘルスについての理解を進めたり、実際に心は目に見えないもののため、聞く技術を学び、何かの時に役立てていただくという趣旨の事業である。理解を進めるということが主眼のため、受講生に何かの役割を担っていただくということは考えていない。できるだけたくさんの方の受講を目指す事業である。

②第7期台東区障害福祉計画における各事業の進捗状況について

・・・資料12-1、12-2

副委員長	障害者支援セミナーを各年度2回実施されて達成状況「◎」という評価をされている。これはおそらく障害者差別解消に向けてということだと思うが、この2回の参加者数を教えてほしい。なぜかという、先ほど障害者差別の事例の報告があったが、肌感覚でいくと少ないと思った。一方で、実態調査の報告書を見ると、差別を受けた経験があると回答されている方が23%程度いらっしゃる。ないから上がってこないのか、存在を知らないから上がってこないのかを区としてどのように判断しているのか。それに基づいてこのセミナーも行われているため、セミナーを実施した効果との関連性についてどのように考えているか教えてほしい。
委員長	障害への理解及び差別解消の推進ということで、障害者支援セミナーを2回開催しているが、これについてと、障害者差別の実情、それらの関係性についての質問と思う。障害に関する理解については、昨年度も意見などがあった。実際に障害の特性やフォローの仕方も含めて理解をしていないから障害のフォローや対応ができないというようなこともあって、研修などがすごく有効ではないかという意見も出ていたかと思う。そんな声とも相まって、いろいろなセミナーを実施し、どんな方が対象にいらしているのか、どういうふうに現場に反映されているのか、いろんな実績と相まってどういうふうに成果を検証するのか、というような質問と思う。

障害福祉課	障害者サポート基礎講座と銘打ち、視覚に障害のある方の体験をすること、車椅子の操作、障害者差別解消法について学ぶという講座を年に2回開催している。令和6年度は27名、令和7年度は2回で合わせて10名だった。周知が不得手なところもあり、人数の獲得に苦慮している。今年度、回数は2回で変わらないが、1回は従前通り大人を対象にした講座を開催予定。もう1回は新たな試みとして、理解というものは小さい頃からバイアスをなくしていくことが大切と考え、夏休みに親子講座の開催を考えている。こちらは、小学生くらいのお子様を対象としているため、車椅子の操作はできないが、白杖を持って目の見えない方の体験をする、障害者差別解消法について「差別ってどういうこと？」や「思いやりってどういうこと？」を学べる講座を開催する予定である。
副委員長	アイマスク体験をすると、子どもたちは「視覚障害者ってかわいそうだな」、「怖いな」など、すごくマイナスのイメージを持ってしまう。子どもは素直なためその辺りに配慮した実施を期待したい。安易にやってしまうと差別心を作ってしまう、研修の目的とは真逆の結果になってしまうのを見てきた。ぜひ内容を検討いただきたい。
委員長	その親子講座はこれから行う新しい講座であれば、副委員長の意見も含んでいただき、充実した研修にしてほしい。
委員	研修講習等についていろいろ検討されているということだが、社協とはどのようなタイアップになっているのか。社協は社協でやっている。そのところをどう考えられているか。 私は副委員長の意見とは若干違う。私は全然見えない、光を感じる程度である。そういう者の状況とは、目が悪いとはどういうことか知ってもらわないと、誰からも助けがもらえない。私はガイドヘルパーさんをずっと使っているが、学校とのやり取りは社協を通じてやっている。それらのところはどうされているのか、それぞれが勝手にやっているのか、それとも協力してやっているのか。我々は年1回、疑似体験会を一般の方相手に区役所の1階で実施している。
障害福祉課	台東区で行っている先ほどの研修は、今のところ社協とタイアップしていないが、いろいろ連携できる場所はあると思う。今後いろいろな事業を考えていく中で、社協と協力しながら、また、ご意見をいただきながらできるのではないかと考えている。
委員	白杖という話が出たため、それについて台東区視覚障害者福祉協会に連絡が

あるかと気になった。一般の人がアイマスクをかけてもダメで、当事者が当事者として何かを語らない限り伝わらない。ただ目隠しをして見えないことを体験させるのではなく、「目が悪いとはどういうことか」を知ってもらうことが大事である。そういうことを踏まえた中で活動してほしいと思う。

社協は社協でやっているが、ぜひお互いに協力し合いながらやってほしい。知ってもらわなきゃいけないと思っている。

委員長 当事者の声を実際に聞いて、研修を進めてほしいという話である。

障害福祉課 私も区役所1階で行っている視覚障害者の体験会を毎年受け、本当に勉強になっている。委員のおっしゃっている通りだと思う。意見を踏まえながら、今後の事業の進め方について、社協との協力を検討していきたいと思う。

委員 視覚障害とはどういうものかを知ってもらうことが大事。そこから始まらないと何も始まらないと思っている。

委員 障害者支援セミナー、差別解消の推進にというところで、個人の方、お子さん向けという話だった。先ほど説明にもあった合理的配慮や差別に関わる相談のように、理解の足りない部分が課題になるのはお店や事業者ではないかと思う。私自身も小さいお店を運営している。私がかかり分かっているつもりでも、それがスタッフ全員に浸透しているかという、私が不在時に、少しこれは配慮に欠けたなと思うような報告を受けることがある。大きいホテルや企業だと社内研修でできると思うが、小さいお店になると「合理的配慮とは」という浸透が難しいと思う。区内の店舗や小さい事業者に対するセミナーのようなものがあるか教えてほしい。

委員長 合理的配慮のことや事例を見ると、お店や飲食も含めると良いが、小さなお店だとそこで独自に研修をすることは難しく、そのようなところへの配慮はどうなっているかという質問である。

障害福祉課 結論から申し上げますと、区内の事業者への講習会はできていないのが現状である。飲食店対象の講習会等も検討したことがあるが、飲食店だとどの時間帯にやったら良いかが大きな課題であり、営業時間外だと準備の時間などで難しく、まだ検討段階であるというのが実情である。現在、区内の飲食店には、保健所の飲食店の営業許可書更新の通知に、合理的配慮、障害者差別解消法が変

わったことに関するチラシを同封している。また、加入されている事業者限定になるが、台東区産業振興事業団が発行しているセンターニュースに合わせて、心のバリアフリーの事業者向けのチラシを昨年度配布した。今後も地道に継続していきたいと思う。

委員

事業の進捗状況に達成、未達成の記載がある。グループホームの達成基準は、箱物ができたから達成なのか、それともグループホーム内にいる人の満足度などに対しての達成なのか、どちらなのか。

障害福祉課

施設整備については、満足度ではなくて、建物が完成して開設することを達成としている。

障害者の実態調査を計画の策定の前年度に行っている。満足度については、そちらでいろいろと意見をいただき、改善すべき点については改善していく考えである。

(3) 第8期台東区障害福祉計画（令和9～11年度）について

①当事者検討チーム会議及び台東区障害者地域自立支援協議会での意見・要望（要旨）について
・・・資料13

②第8期台東区障害福祉計画の体系（案）について

・・・資料14-1、14-2、14-3

委員

以前の推進協議会の際に話したが、障害福祉計画のため教育に関する情報を報告してほしいとお伝えした。全然違う経路で、区内特別支援学級が増えるという情報をうかがっている。そのところを、切り取った数で教えていただくということは可能か。

委員

前回の推進協議会で意見をいただき、千束の話などしたが、それ以降新しい報告事項はない。教育委員会から推進協議会に出すべき案件があった場合は報告させていただく。

委員

先ほどからグループホームや通所先など卒業後の話が出ているが、今、子どもが減っているのに、障害の子どもが増えている。特に墨田特別支援学校でも入学される方がすごく多く、生徒数がどんどん増えている。ということは卒業の人数が増えていき、その後、生活介護や就労継続支援B型であったり、一般就労もだが、支援学校に小学部から入っている子どもたちは、比較的、就労継

続支援B型や生活介護に行くと思う。ここ数年は、生活介護が何年か前に新規で開所したり、作業所に空きがあったが、卒業する生徒が増えるのに対して、作業所や生活介護の新規の話が上がってきていない。区としてどのように考えているか。

委員長

基本目標にもあるような共生社会の実現や地域生活支援の充実にも関わる意見・質問だと思う。今後の予定やプランについて、事務局から願います。

障害福祉課

現在、区で予定している生活介護の事業所は、北上野の松が谷福祉会館のデイサービスの増員のみである。先日、通所調整会議に出席したが、足立区や荒川区など、近隣の区で、重度の方の生活介護を受けている事業所が増えている。北上野が身体の障害者を対象にしているため、知的障害者の通所施設が足りなくなるのではないかと指摘かと思うが、墨田特別支援学校の生徒も増えているため、今後も他区の事業所の受入れ状況や生徒数の推移を見ながら検討していきたい。

委員

質問というより意見である。「障害」という漢字表記について、文字は、意味やイメージを作り出すものであるが、差し障りがあって害があるという「障害」という言葉が持つ漢字の意義がすごく大きいと思っている。特に「害」という字は、災害や傷害、加害、被害と、持っているイメージが威圧的。今から障害という語感自体を変えるのは難しいと思うが、「がい」の字をひらがなにできると、持っているイメージが少し変わってくる方ではないかと考えている。公式文書では記述量が増えて難しいと思うが、例えば、広報やアプリケーションについて、ひらがなにできると少し柔らかいイメージがついてくると考えている。

障害福祉課

全てに対応できるわけではないが、委員の話を踏まえて検討していく。

(4) その他

委員

スマホについて、国が障害者に対して給付するという話が出ている。私が知る限りでは、品川区と八王子市で、パソコンとは違ったものとしてスマホの給付を実施している。台東区は今まで何をするのも割と早く、視覚障害に限ってだが他の区よりも多くということで、かなり評価されてきた。今回はどうかなのと思っている。計画について何か話があれば教えてほしい。

障害福祉課	この推進協議会の場合などでスマホに関する意見をいただいていることは認識している。委員がおっしゃる通り、そういう支給を始めている区があることは把握しており、東京都が国に照会したという情報も把握している。アプリケーションを稼働させるために不可欠、不可分な一体のものとして情報意思疎通支援用具として認めるというようなことが国としての考え方の方である。他の区ではタブレットが多いが、タブレットにアプリを入れた状態のものを用具として認め支給しているということを区として現状把握している。そのような状況を踏まえ、台東区としてどうしていくか、様々な検討を行っている。
委員	検討している、進めていることは間違いないか。
障害福祉課	対応できるかどうかについて検討している状況である。
委員	視覚障害者に対してスマホの使い方や、危険な状態になった時にいかに役に立つかなどを区としても周知しているのであれば、早く進めないと整合性がないかと思う。